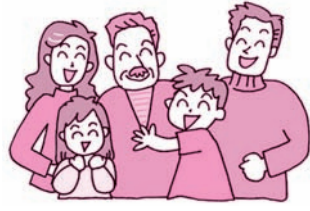


子ども手当

児童育成手当の現況届は6月7日から30日まで



子ども手当(児童手当)から引き続き認定された方。ただし、額改定手続きをした方は除く。・児童育成手当を受給している方は、現況届を提出してください。

受ける資格があるか確認するために行うものです。期限までに提出しないと、6月分以降の手当の支給ができなくなりますので、必ず提出してください。対象の方には6月上旬に送付しますが、用紙が届かない方は連絡してください。詳しくは同封の用紙をご覧ください。

子育て支援係、五日市出張所市民総合窓口係
対象 子ども手当受給者
児童育成手当受給者
持ち物 現況届、はんこ、健康保険証の写し(子ども手当のみ。受給者本人と18歳未満の児童分)、その他の必要書類(該当する方のみ)
その他 これらの制度を受けている方で、次の場合は必ず届け出が必要で
住所が変わったとき
出生などで対象になる児童が増えたとき
健康保険証、加入年金が変わったとき
申請の内容に変更があったとき
乳幼児医療証(乳)と義務

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成

耐震診断

対象 昭和56年以前に建築した木造住宅で、自らが所有し、かつ居住している家屋
助成金額 耐震診断費用(消費税を除く)の2分の1以内(2万5000円を限度)
診断機関 東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか、東京都木

耐震改修

対象 あきる野市耐震診断助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」と診断された住宅で、耐震改修を実施することにより倒壊しないことが判断できる住宅
助成金額 耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1に相当する額(30万円を限度)
施工業者 市内に事業所があり、建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を修了した者
その他 耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対

紛らわしい業者にご注意を

市では、この事業について特定の業者への委託は行っていません。また、国や都でも特定の業者に委託した耐震診断、耐震改修事業は行っていません。紛らわしい業者にご注意ください。問合せ 都市計画課指導係

資源集団回収団体を表彰しました

5月22日に行われた第30回リサイクルフェアで、平成21年度資源集団回収事業の回収実績が優秀だった次の団体を表彰しました。これは、資源集団回収事

耐震改修をした住宅に対する固定資産税の減額



教育就学児医療証(子)は、所得などを審査し、引き続き対象となる方は9月下旬に新しい医療証を郵送します。問合せ 子育て支援課子育て支援係

2年間減額
平成25年、27年改修完了
1年間減額
減額対象床面積:1戸当たり120平方メートル相当分まで
減額金額:住宅に係る固定資産税額の2分の1
申告手続きに必要な書類

平成23年度 使用教科書の展示会

既存住宅の耐震改修が次の要件を満たす場合、一定期間、対象家屋の固定資産税が2分の1に減額されます。
対象 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
住宅部分の割合が当該家屋の2分の1以上
耐震改修に要した費用が一戸あたり30万円以上
減額期間など
平成22年、24年改修完了

畑に置いてある水の管理に注意してください

農作物を栽培するために畑に雨水をためたり、自宅から持ってきた水を置く場合には、適正な水の管理に努めてください。
問合せ 農林課農政係

平成22年度の年金額のお知らせ

平成22年度(4月分から)国民年金の年金額は、次のとおりです。
老齢基礎年金 79万2100円
障害基礎年金 1級:99万100円
2級:79万2100円
遺族基礎年金(子1人) 102万円
内訳:基本79万2100円、加算22万7900円
問合せ ねんきんダイヤル(0570・051165) 青梅年金事務所(04

「給与」と「公的年金」の所得がある65歳未満の方住民税の納付方法が変わります

今年度から、65歳未満の給与所得者で、公的年金などから生じる住民税がある方は、原則として公的年金などから計算した住民税と給与分の住民税を合わせて

市長コラム

No.26



去る5月も末の日、市役所の高齢者支援課の窓口に市民の方が真っ赤なイチゴを一パック届けてくれました。職員に「市長にも食べさせてほしい。」と言われたので私も賞味させていただきましたが、とても甘くておいしいイチゴでした。このイチゴを栽培した人は「あきる野市ふるさと農援隊」の方です。農援隊についてご存知でしょうか。市では高齢者健康づくり事業の一環として畑を用意し、農作業を通じて仲間づくりができる農援隊の編成を呼び掛けました。集まった人たちは農作業をやることのない方々ですが、地元の農家の指導によって、今楽し

白井 孝

あきる野市長

給与から天引きする特別徴収とすることになりました(本人の希望で、個人で納付することもできます)。これまでは、65歳未満の給与所得者で公的年金などから計算した住民税がある方は、その分を普通徴収(納付書などで納める方法)で納めていただいていた。問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)